

○松山大学・松山短期大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程

2007（平成19）年11月13日

制定

改正 2014（平成26）年10月 7日

2016（平成28）年 3月15日

2016（平成28）年10月 4日

2017（平成29）年 7月25日

2018（平成30）年 3月15日

2021（令和 3）年 4月 6日

2024（令和 6）年 9月11日

2025（令和 7）年 3月28日

2025（令和 7）年 4月28日

（目的）

第1条 この規程は、松山大学又は松山短期大学（以下「大学又は短期大学」という。）における研究活動の不正行為に関する適切な仕組みを設けることにより、大学又は短期大学の研究倫理の保持及び向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「研究活動」とは、学校法人松山大学（以下「本法人」という。）が管理するあらゆる資金の活用、施設又は設備を利用したものをいう。
- (2) 「研究者等」とは、本法人の専任かつ常勤の教育職員又は事務職員、大学の学部学生若しくは大学院学生又は短期大学の学生その他本法人の研究活動に携わる全ての者（本法人を本務としないものであって、本法人において研究活動に従事する者を含む。）をいう。
- (3) 「不正行為」とは、本法人の研究者等が行った捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサiership又は研究費の不正使用（不適切な使用を含む。以下同じ。）等、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものをいう。
- (4) 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成し、それらを記録又は報告することをいう。
- (5) 「改ざん」とは、研究資料、機器又は研究過程に操作を加え、データ、研究結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (6) 「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析若しくは解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
- (7) 「二重投稿」とは、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。ただし、投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となったものは除く。
- (8) 「不適切なオーサiership」とは、論文著作者を適正に公表せずに論文を投稿することをいう。
- (9) 「研究費の不正使用」とは、実体のない謝金若しくは給与の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正又は実態を伴わない旅費の請求をはじめとして、法令並びに研究費を配分した機関（以下「資金配分機関」という。）が定める規定等及び学内規程等に違反する経費の使用をいう。また、研究費の申請に係る書類において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく

怠り、事実と異なる記載を行う「研究費の不正申請」を含むものとする。

(10) 「悪意」とは、被告発者を陥れるため又は被告発者が行う研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する機関、組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。

(11) 「学長」とは、被告発者の所属に応じた松山大学学長又は松山短期大学学長をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、大学又は短期大学における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関して総括するとともに、公正な研究活動を推進するための措置を講ずるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第4条 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育について実質的な権限と責任を有する者とし、松山大学・松山短期大学公正研究委員長（以下「公正研究委員長」という。）をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、必要に応じて研究倫理教育副責任者を置くことができる。

(研究倫理教育)

第5条 研究倫理教育責任者は、研究者に求められる倫理規範を修得等させるための研究倫理教育を定期的に実施する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、研究倫理教育を受講しなければならない。

(1) 研究者等

(2) その他研究倫理教育責任者が必要と認めた者

(研究データの保存及び開示)

第6条 研究データの保存及び開示に関する事項は、松山大学・松山短期大学における研究データの保存及び開示に関する規程に定めるところによる。

(告発等の受付体制)

第7条 研究者等による研究活動の不正行為に関する大学又は短期大学内外からの告発等（報道機関又は会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。以下「告発等」という。）又は相談の受付体制は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 告発等又は相談を受付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を設置し、図書館事務部総合研究所事務課をもって充てる。また、告発者保護の観点から、第三者機関等にも受付窓口を設置するものとする。

(2) 告発等の受付け並びに調査及び事実確認（以下「調査」という。）を担当する者は、自己との利害関係を有する事案に関与してはならない。

(3) 告発等の受付け並びに調査を担当する者が自己との利害関係を有する事案である場合には、他の者をもって充てるものとする。

(告発等の取扱い)

第8条 告発等又は相談は、受付窓口に対して、書面（様式第1号）、電話、FAX、電子メール又は面談等により行われるものとする。

2 受付窓口は、告発等を受付けた事案について、速やかに学長に報告し、学長は、公正研究委員長と協議の上、予備調査の実施が必要と判断した場合は、直ちに予備調査委員会を設置し、予備調査の実施を指示するものとする。

- 3 告発等は、原則として受付窓口に対して顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ、不正行為の態様等が明示され、かつ、不正とする科学的又は合理的理由が示されているもののみを受付ける。
- 4 前項の規定にかかわらず、匿名による告発等があった場合は、告発等の内容に応じ、顕名の告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 5 告発等を受けた者（以下「被告発者」という。）が大学又は短期大学以外の研究機関にも所属する場合は、原則として被告発者が告発等をされた事案に関わる研究を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行う。ただし、中心となる研究機関及び調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において事案の内容等を考慮して対応する。
- 6 大学又は短期大学に所属する被告発者が大学又は短期大学以外の研究機関で行った研究に対して告発等があった場合は、大学又は短期大学と当該研究機関が合同で、告発等をされた事案の調査を行う。
- 7 被告発者が大学又は短期大学を既に離職している場合は、現に所属している研究機関と大学又は短期大学が合同で、告発等をされた事案の調査を行う。
- 8 被告発者が大学又は短期大学を既に離職し、どの研究機関にも所属していない状況において、告発等をされた事案に関わる研究を大学又は短期大学で行っていた場合は、大学又は短期大学が告発等をされた事案の調査を行う。
- 9 他の機関から調査の要請があった場合は、顕名の告発等があった場合に準ずる。
- 10 書面による告発等、受付窓口が受付けたか否かを告発等を行った者（以下「告発者」という。）が知り得ない方法による告発等があった場合は、告発者に対して、受付窓口が受付けたことを通知する。
- 11 報道機関、学会等の研究者コミュニティ、インターネット等により不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名による告発等があった場合に準ずる。
- 12 学長は、告発等の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発等に準じてその内容を確認及び精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発等の意思があるか否かを確認する。これに対して、告発等の意思表示が行われない場合にも、学長の判断で当該事案の調査を開始することができる。
- 13 不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているという告発等又は相談については、その内容を確認及び精査し、相当の理由があると認めた場合には、学長は、被告発者に警告を行うものとする。
- 14 学長は、公正研究委員長と協議の上、予備調査を行わないことを決定した場合は、告発者にその旨を通知する。
- 15 学長は、告発等が公的研究費（文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究費等をいう。以下同じ。）に係る事案の場合には、学校法人松山大学における公的研究費の運営及び管理に関する取扱規程に規定する最高管理責任者に対し、調査結果等を逐次報告しなければならない。

（告発者及び被告発者の取扱い）

- 第9条 告発等の受付に当たっては、告発等の内容及び告発者の秘密を守るため関係者はその秘密を保持しなければならない。
- 2 受付窓口へ寄せられた告発等の告発者、被告発者、告発等の内容及び調査内容については、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

- 3 学長は、調査事案が漏洩した場合、告発者及び被告告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告告発者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。
- 4 学長は、悪意に基づく告発等であったことが判明した場合は、告発者の氏名の公表、告発者が本法人の職員の場合は学校法人松山大学就業規則、大学の学部学生若しくは大学院学生の場合は松山大学学生懲戒規程、短期大学の学生の場合は松山短期大学学生懲戒規程に定められた懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）、その他刑事告発など、必要な措置を講ずることとする。
- 5 学長は、悪意に基づく告発等であることが判明しない限り、単に告発等をしたことを理由に告発者に対し、懲戒処分を行わない。
- 6 学長は、相当な理由なしに、告発等があったことのみをもって、被告告発者の研究活動の禁止又は懲戒処分を行わない。

（予備調査委員会）

第10条 予備調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 公正研究委員長
 - (2) 常務理事（教学担当）
 - (3) 総合研究所長
 - (4) 松山大学・松山短期大学公正研究委員会（以下「公正研究委員会」という。）委員のうちから、公正研究委員長が指名した者 1名
- 2 学長は、必要に応じて当該研究分野の専門知識を有する者その他予備調査を行うために必要な者を予備調査委員会に加えることができる。
 - 3 予備調査委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。
 - 4 第1項第4号に規定する委員については、予備調査の実施1回当たりにつき、学校法人松山大学給与規程第24条別表第15表に定める公正研究委員会委員の手当を支給する。
 - 5 第2項に規定する委員の手当は、常務理事会において、その都度定める。
 - 6 予備調査委員会は、第8条第2項の規定による予備調査の実施の指示を受け、告発等をされた行為が行われた可能性、告発の際に示された理由の論理性等、告発等の内容の本調査における調査可能性その他必要と認める事項について予備調査を行い、告発等の受付けから概ね30日以内に本格的な調査の要否を判断するものとする。
 - 7 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等の保全を命ずることができる。
 - 8 予備調査は、前項の規定により保全した資料若しくは自ら収集した資料を精査し、又は職員等から事情聴取することにより行う。
 - 9 予備調査委員会は、告発等が行われる前に取下げられた論文等に対する告発等に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断する。
 - 10 予備調査委員会は、予備調査終了後、速やかにその結果を学長に報告しなければならない。
 - 11 学長は、前項の規定による報告を受け、告発等が行われた事案について本格的な調査をすべきものと判断した場合は、報告を受けた日から概ね30日以内に、本調査委員会を設置し、本調査の実施を指示するものとする。

12 学長は、第10項の規定による報告を受け、本調査を行わないことを決定した場合は、告発者にその旨を通知する。この場合、学長は、予備調査に係る資料等を保存し、資金配分機関又は告発者からの求めに応じ開示する。

13 他の機関から要請のあった調査の結果については、学長は、当該機関へその旨を通知する。

14 予備調査委員は、第10項に定める場合を除き、予備調査に関して職務上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。

(本調査の通知及び報告)

第11条 学長は、告発者及び被告発者に対し本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。また、被告発者が大学又は短期大学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

2 告発等をされた事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者及び被告発者に告発者が特定されないよう配慮する。

3 学長は、本調査の実施に当たっては、調査方針、調査対象、方法等について、資金配分機関及び関係省庁（以下「資金配分機関等」という。）に報告し、協議しなければならない。

(本調査委員会)

第12条 本調査委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 公正研究委員長

(2) 当該研究分野の専門知識を有する有識者 1名以上

(3) 弁護士又は公認会計士 1名以上

2 学長は、前項に規定する委員について、公正かつ透明性の確保の観点から、本法人と利害関係を有しない学外者を半数以上としなければならない。

3 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。

4 第1項第2号、第3号に規定する委員の手当は、常務理事会において、その都度定める。

5 委員会は、第10条第11項の規定による本調査の実施の指示を受け、本調査を開始する。

6 委員会は、本調査において、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用額等について調査を行う。

7 委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

8 委員は、調査に関して職務上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。

9 委員会は、委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に示すものとする。

10 告発者及び被告発者は、前項の規定により通知を受けた委員の指名に異議があるときは、前項の通知を受けた日から7日を経過する日までに、異議申立書（様式第2号）を提出することができる。

11 委員会は、異議申立てに係る委員を除いて、異議申立書の審査を行う。

12 異議申立てがあった場合は、委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

13 委員会は、異議申立てについてその内容を審査し、妥当でないと判断した場合は、異議申立てを却下し、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(調査方法及び権限)

第13条 委員会は、指摘された当該研究に係る論文及び生データ、実験又は観察ノート等の各種資料の精査並びに関係者のヒアリング、再実験の要請等により調査を行うとともに、被告発者の弁明の聴取を行

わなければならない。また、研究費の不正使用に関する事案と判断された場合には、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査、関係者のヒアリング等を行わなければならない。

- 2 被告発者は、当該研究が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを科学的根拠（生データ、実験又は観察ノート、実験試料又は試薬等）、勤務時間を確認する資料、支払関係書類等を示して説明しなければならない。
- 3 委員会は、再実験等により再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者が自らの主張を委員会に申出た場合は、委員会はこの申出を受けなければならない。
- 4 前項の場合には、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を大学又は短期大学が保障する。ただし、被告発者により同じ内容の申出が繰り返して行われた場合には、それが当該事案の引き延ばし及び認定の先送りを主な目的とすると委員会が判断するときには、当該申出を認めないことができる。
- 5 委員会の調査に対し、告発者、被告発者等の関係者は、誠実に協力しなければならない。
- 6 大学又は短期大学以外の機関において調査が必要な場合は、当該機関に協力を要請することができる。他機関から要請があった場合は、誠実に協力するものとする。

（調査の対象となる研究及び研究費）

第14条 調査の対象には、告発等に係る研究及び研究費のほか、委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究及び研究費を含めることができる。

（証拠の保全措置）

第15条 委員会は、本調査に当たっては、告発等に係る研究及び研究費に関して、証拠となるような資料等を保全する措置を講ずることができる。

- 2 委員会は、大学又は短期大学以外の機関において証拠の保全が必要な場合は、当該機関に協力を要請することができる。また、他機関から要請があった場合は、誠実に協力する。
- 3 大学又は短期大学は、前2項の措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

（調査の中間報告）

第16条 学長は、当該事案に係る研究が公的研究費によるものであるときは、調査の終了前であっても、資金配分機関等の求めに応じて、中間報告を行うものとする。

（調査における研究又は技術上の情報の保護）

第17条 委員会は、調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

（認定）

第18条 委員会は、被告発者の弁明及び調査によって得られた物的又は科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。

- 2 委員会は、本調査の開始後、概ね150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為があったか否かを認定し、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者及びその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割並びに当該研究費（間接経費又は管理費等を含む。以下同じ。）の不正使用における役割及び不正に使用された研究費の額を認定する。
- 3 委員会は、前項に定める期限内に本調査を終了することができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に提出し、その承認を得なければならない。

- 4 不正行為と認定されなかった場合で、調査を通じて告発等が悪意に基づくものであることが判明したときは、委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

第19条 委員会は、調査結果を直ちに学長に報告する。学長は、調査結果を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。）に通知する。被告発者が他の機関に所属している場合は、当該所属機関にも当該調査結果を通知する。

- 2 学長は、告発等の受付から概ね210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を資金配分機関等に提出する。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を資金配分機関等に提出する。
- 3 委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに学長に報告し、学長は、速やかに資金配分機関等に報告する。
- 4 委員会は、資金配分機関等から当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査の求めがある場合には、調査に支障がある等、正当な事由があるときを除き、その求めに応ずる。
- 5 告発等が行われる前に取下げられた論文等に係る調査で、不正行為があったと認定された場合には、取下げ等、研究者が自ら行った善後措置並びにその措置を講ずるに至った経緯及び事情等をこれに付すものとする。
- 6 悪意に基づく告発等との認定があった場合には、学長は、告発者の所属機関にも通知する。

(不服申立て及び再調査)

第20条 不正行為と認定された被告発者は、調査結果が開示された日から起算して10日以内に、受付窓口を通じ、不服申立てをすることができる（様式第3号）。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発等が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について、前項により不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、学長の判断により、委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
- 4 被告発者による不服申立てについて、委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに学長に報告し、学長は被告発者に当該決定を通知する。この場合、当該不服申立てが当該事案の引き延ばし及び認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると委員会が判断するときは、以後の不服申立てを受付けないことができる。
- 5 再調査を行うことを決定した場合は、委員会は、被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。この場合は、速やかに学長に報告し、学長は被告発者に当該決定を通知する。
- 6 被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、学長は、告発者及び資金配分機関等に当該不服申立ての事実を通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 7 委員会が再調査を開始した場合は、概ね50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果

を速やかに学長に報告する。学長は、当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者並びに資金配分機関等に通知する。

8 委員会は、悪意に基づく告発等と認定された告発者から不服申立てがあった場合は、直ちに学長に報告し、学長は、告発者が所属する機関及び被告発者並びに資金配分機関等に通知する。

9 前項の不服申立てについては、委員会は、概ね30日以内に再調査を行い、その結果を学長に報告する。学長は、この審査の結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者並びに資金配分機関等に通知する。

(調査結果の公表)

第21条 学長は、不正行為と認定された場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容には、不正行為に関与した者の氏名及び所属、不正行為の内容、大学又は短期大学が公表時までに行った措置の内容に加え、委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等が含まれるものとする。

2 告発等が行われる前に取下げられた論文等において不正行為と認定された場合には、不正行為に係る者の氏名及び所属を公表しないことができる。

3 学長は、不正行為と認定されなかった場合には、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に明らかになっている場合及び論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合又は研究費の不正使用がなかった場合は、調査結果を公表することができる。公表する内容は、不正行為がなかったこと（論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあったこと又は研究費の不正使用がなかったことも含む。）、被告発者の氏名及び所属、委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等とする。

4 悪意に基づく告発等の認定があった場合には、告発者の氏名及び所属並びに悪意に基づく告発等と認定した理由を併せて公表することができる。

(調査中における一時的措置)

第22条 学長は、本調査を行うことが決まった後、委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発等をされた研究に係る研究活動及び研究費の支出を停止することができる。

2 学長は、資金配分機関から被告発者の当該研究費の使用停止を命じられた場合には、その支出を停止する。

(不正行為と認定された場合の緊急措置等)

第23条 学長は、不正行為と認定された場合には、不正行為への関与が認定された者並びに関与は認定されていないが、不正行為と認定された論文等の主たる著者（筆頭著者等、論文作成の中心となった責任者）及び当該研究費の全部又は一部について使用責任を負う者として認定された者（以下「被認定者等」という。）に対し、直ちに当該研究費の使用中止を命ずるものとする。

2 学長は、被認定者等に対して、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告する。被認定者等は、勧告後10日以内に、勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に対して行うものとする。

3 学長は、被認定者等が不正行為と認定された論文等の取下げ勧告に応じなかった場合には、その事実を公表する。

4 不正行為と認定された場合には、被認定者等の氏名及び所属の公表、懲戒処分、刑事告発など、必要な措置を講ずるものとする。

(不正行為と認定されなかった場合の措置)

第24条 学長は、不正行為と認定されなかった場合には、本調査に当たって講じた研究費支出の停止の措置を解除する。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 学長は、当該事案において不正行為がなかった旨を調査関係者に対して周知する。また、当該事案が調査関係者以外に明らかになっている場合は、調査関係者以外にも周知する。

3 学長は、不正行為と認定されなかった者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講ずる。

4 学長は、告発等が悪意に基づくものと認定された場合には、被告発者に対して、告発者の氏名及び所属並びに悪意に基づくものと認定した理由を通知し、告発者が研究者等であるときは懲戒処分、刑事告発等の適切な措置を講ずることとする。

(研究費及び経費の返還等)

第25条 学長は、被認定者等（被認定者等の研究グループを含む。以下同じ。）に対して、不正行為と認定された当該研究費等の一部又は全部の返還を求める。

(1) 未使用研究費等の返還額

返還させる必要のある未使用研究費の全額。未納物品及び未使用物品等がある場合には、本法人が契約解除又は返品し、未使用物品等の購入費を業者から返還させた額を加える。

(2) 使用済研究費の返還額

研究の当初から不正行為を行うことを意図していた又は研究費の私的流用があった等、極めて悪質であると委員会が判断した場合には、使用済研究費の全額。

(3) 委員会の調査に基づき、使用済研究費の全額返還に相当しないと委員会が判断した場合には、使用済研究費の一部の額。

2 学長は、被認定者等に対して、再現性を示すために行った再現実験等に要した経費の返還を求める。

3 学長は、告発等が悪意に基づくものと認められた場合には、再現実験等の経費を告発者に請求する。

4 学長は、大学又は短期大学から資金配分機関に研究費等の返還（追加を含む。以下同じ。）を行った場合に、被認定者等からの返還額が少ないときは、その不足分を被認定者等に求償する。

(措置又は認定・処分と訴訟との関係：訴訟が提起された場合)

第26条 学長は、認定前後の措置又は認定・処分に対して訴訟が提起された場合、当該措置又は認定・処分が不適切である等、措置の継続又は認定・処分が不適切であると認められる内容の裁判所の判断がない限り、措置又は認定・処分の変更は行わない。

(措置又は認定・処分と訴訟との関係：訴訟において措置又は認定・処分が不適切とされた場合)

第27条 学長は、認定前後の措置又は認定・処分が不適切であった旨の裁判が確定した場合には、直ちに当該措置又は認定・処分を撤回する。

2 学長は、被認定者が私費で大学又は短期大学に返還した研究費等がある場合には、被認定者に当該研究費等相当額を返還する。

3 学長は、資金配分機関に未使用の研究費の返還をした場合には、資金配分機関に当該研究費の再配分を求める。

4 学長は、被認定者等が資金配分機関から配分された研究費等の返還を私費で負担した場合には、当該研究費等相当額の返還について、資金配分機関と協議の上、適切な措置を講ずる。

- 5 学長は、資金配分機関から打ち切られていた研究費があった場合には、当該研究費の再交付を資金配分機関に求める。

(規程の改廃)

第28条 この規程の改廃は、教学会議の議を経て、常務理事会が行う。ただし、第3条、第4条、第5条及び第10条の改廃については、公正研究委員会及び教学会議の議を経て、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、2007（平成19）年11月13日から施行し2007（平成19）年4月1日から適用する。

附 則（2014（平成26）年10月7日）

この規程は、2014（平成26）年10月7日から施行する。

附 則（2016（平成28）年3月15日）

この規程は、2016（平成28）年4月1日から施行する。

附 則（2016（平成28）年10月4日）

この規程は、2016（平成28）年10月4日から施行する。

附 則（2017（平成29）年7月25日）

この規程は、2017（平成29）年7月25日から施行し、2017（平成29）年4月1日から適用する。

附 則（2018（平成30）年3月15日）

この規程は、2018（平成30）年3月15日から施行する。

附 則（2021（令和3）年4月6日）

1 この規程は、2021（令和3）年4月6日から施行する。

2 この規程の施行日以前に開始している告発等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（2024（令和6）年9月11日）

この規程は、2024（令和6）年9月11日から施行し、2024（令和6）年4月1日から適用する。

附 則（2025（令和7）年3月28日）

この規程は、2025（令和7）年3月28日から施行する。

附 則（2025（令和7）年4月28日）

この規程は、2025（令和7）年4月28日から施行し、2025（令和7）年4月1日から適用する。

(様式第1号)

(略)

(様式第2号)

(略)

(様式第3号)

(略)